

**改正**

昭和42年11月24日規則第67号

昭和47年4月25日規則第32号

平成8年12月19日規則第89号

平成12年3月31日規則第57号

平成14年3月29日規則第37号

平成15年8月22日規則第75号

平成18年2月3日規則第3号

平成21年3月31日規則第29号

平成22年10月22日規則第44号

平成30年9月19日規則第46号

兵庫県青少年愛護審議会規則をここに公布する。

兵庫県青少年愛護審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第3条の規定に基づき、兵庫県青少年愛護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項を調査審議する。

2 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第2条第9号エ(ア)から(ウ)までの規定による規則の制定に関する事。
- (2) 条例第10条の規定による推奨に関する事。
- (3) 条例第11条第1項又は第6項の規定による指定又はその取消しに関する事。
- (4) 条例第11条第3項の規定による指定に関する事。
- (5) 条例第12条第1項の規定による指定に関する事。
- (6) 条例第12条第2項第1号又は第2号の規定による規則の制定に関する事。

- (7) 条例第12条第2項第4号の規定による指定に関する事。
- (8) 条例第12条第4項の規定による指定に関する事。
- (9) 条例第12条第5項第1号の規定による規則の制定に関する事。
- (10) 条例第12条の2第1項の規定による規則の制定に関する事。
- (11) 条例第12条の2第2項の規定による命令に関する事。
- (12) 条例第12条の5第3項第7号の規定による規則の制定に関する事。
- (13) 条例第13条の規定による命令に関する事。
- (14) 条例第15条第1項又は第4項の規定による指定又はその取消しに関する事。
- (15) 条例第18条の規定による命令に関する事。
- (16) 条例第22条第1項第6号の規定による指定に関する事。
- (17) 条例第24条の3第1項の規定による規則の制定に関する事。
- (18) 条例第24条の3第2項の規定による勧告に関する事。
- (19) 条例第24条の4第1項から第3項までの規定による規則の制定に関する事。
- (20) 青少年愛護条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第23号）第12条第1項第4号の規定による指定に関する事。
- (21) 条例第24条の4第6項の規定による勧告に関する事。
- (22) 条例第27条の規定による勧告に関する事。

（組織）

**第3条** 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

（委員の委嘱）

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 県議会の議員
- (3) 兵庫県社会福祉審議会の委員
- (4) 関係業界を代表する者

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（委員の任期）

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。  
(会長)

**第6条** 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。  
(会議)

**第7条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(部会)

**第8条** 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、次の部会を置く。

- (1) 政策部会
- (2) 愛護部会

- 2 政策部会は、第2条第1項に規定する事項を分掌する。
- 3 愛護部会は、第2条第2項各号に掲げる事項を分掌する。
- 4 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 5 部会に、部会長を置く。
- 6 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 7 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第3項及び前条の規定を準用する。
- 8 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。  
(幹事)

**第9条** 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員又は関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて所掌事務について委員を助ける。  
(補則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

- 2 兵庫県青少年愛護審議会規則（昭和33年兵庫県規則第51号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則施行の際、現に旧規則の規定により任命され、又は委嘱されている兵庫県青少年愛護審議会の委員又は幹事は、この規則の相当規定により任命され、又は委嘱されたものとみなす。  
この場合において委員の任期は、旧規則により任命され、又は委嘱された日から起算する。

**附 則**（昭和42年11月24日規則第67号）

この規則は、昭和42年12月1日から施行する。

**附 則**（昭和47年4月25日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成8年12月19日規則第89号）

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月31日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年3月29日規則第37号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年8月22日規則第75号）

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

**附 則**（平成18年2月3日規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月31日規則第29号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、（中略）第2条中兵庫県青少年愛護審議会規則第2条第2項の改正規定（同項第15号の次に5号を加える部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

**附 則**（平成22年10月22日規則第44号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成30年9月19日規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。